

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	有島武郎旧邸屋根ほか修繕業務その2
発注課	市民文化局文化部文化振興課
選定事業者	株式会社光和
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
<p>本業務は、令和7年9月11日付で契約締結し、令和8年3月13日完了予定である「有島武郎旧邸屋根ほか修繕業務」(以下、「屋根ほか修繕業務」という。)の実施にあたり、追加で必要となった業務を行うものである。</p> <p>屋根ほか修繕業務の着手後、想定よりも早い時期から断続的な降雪があった上、その後も雨天が続いたことから、工程が大幅に遅れ、塗装の品質確保に必要な温度管理を行うための採暖養生や降雪対策が必要となった。</p> <p>本業務は、屋根ほか修繕業務で既に設置済みの仮設足場に上屋を追加し、採暖養生および降雪対策を行うものであるが、他の業者が実施した場合、安全管理上の責任分界点が不明確となる上、既設の仮設足場等の現地調査から始めることとなり、履行期限内に完了できない可能性が出てくる。</p> <p>以上により、屋根ほか修繕業務の受託者であり、現地を熟知している上記業者は、本業務を安全管理上の問題を生じさせずに工期内に確実に実施することができる唯一の業者である上、現地調査等経費の節減も図れることから、随意契約を締結することといたしたい。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(予定価格100万円超の場合に記入)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項(ウ)(ア～オのいずれかを記入)</p>